

保険証の変更と保険料の決定について



8月1日から被保険者証（保険証）が「藤色」に変わります

○8月1日から後期高齢者医療被保険者証（保険証）が変わります
 今まで使っていたオレンジ色の保険証は、有効期限が7月31日までとなっており、8月1日以降は使えません。有効期限を過ぎた古い保険証は細かく裁断するなどして処分し、住所・氏名などの個人情報が悪用されないよう十分注意してください。

○平成29年度後期高齢者医療保険料の決定について
 平成28年中の所得に基づき、平成29年8月に平成29年度の後期高齢者医療保険料が決定されます。これを確定賦課といたします。4・6・8月に支給される年金から仮徴収の方法によって

平成29年度保険料率

所得割率	7.85%
均等割額	39,500円
賦課限度額	57万円

平成29年度分の保険料をすでに納付している人は、決定した年間保険料額から、すでに納めた額を差し引いた残りの額を納めていただくこととなります。その際、決定した年間保険料額よりも仮徴収額が大きい場合には、過納額を還付します。

○年間保険料は以下のとおり算出します
 所得割額
 （被保険者の総所得金額等133万円）×7.85%……………ア
 均等割額
 39,500円……………イ

年間保険料

ア+イ（賦課限度額57万円）

※所得割額は、前年中の所得金額（平成29年度は平成28年中の所得金額）を基に算出します。
 ※年度途中で加入、喪失された場合は、月割りにて算出します。

○保険料の納め方

納付の方法は、年金差し引きによる方法（特別徴収）と、現金又は口座振替による方法（普通徴収）が

あります。年金を受給している人は、法令に基づき、原則、年金差し引きによる納付をすることになっていきます。基本的には、次のページに掲載した表のような納付方法となりますのでご参照ください。

また、年金差し引きで納付している人でも、申し出により口座振替による納付を選択することができますので、役場税務住民課・戸籍住民室へお申し出ください。
 なお、皆さんに納めていただく後期高齢者医療保険料は、病院や薬局へ支払われる皆さんの医療費へ充てられています。安定的な医療制度を維持していく上で不可欠ですので、納め忘れないよう納期限までの納付をお願いします。

○保険料軽減措置について

所得の低い人や健康保険組合などの被扶養者だった人は、次のとおり保険料が軽減されます。

《所得の低い人に対する軽減》

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額の合計額が以下の①～④の場合、軽減措置が適用されます。

- ① 33万円以下の人
【均等割が8.5割軽減されます。】
- ② ①の内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない人
【均等割が9割軽減されます。】
- ③ (33万円+27万円×被保険者数)以下の人
【均等割が5割軽減されます。】
- ④ (33万円+49万円×被保険者数)以下の人
【均等割が2割軽減されます。】
- また、年金収入が153万円以上211万円以下(※)の人は、所得割が2割軽減されます。
※年金収入のみの人の基準です。その他の所得がある人は基礎控除後の総所得金額等が58万円以下である場合に軽減措置が適用されます。

保険料の納付方法・納付月 ☆=年金差し引き ◎=現金又は口座振替

徴収方法	納付月	平成 29 年										平成 30 年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1. 仮徴収されていて確定賦課でも年金差し引きとなる人		☆		☆		☆		☆		☆		☆		
2. 仮徴収されていて確定賦課で普通徴収となる人		☆		☆		☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
3. 仮徴収されていなくて確定賦課で年金差し引きとなる人						◎	◎	☆		☆		☆		
4. 仮徴収されていなくて確定賦課で普通徴収となる人、及び既に年金差し引き中止を申し出ている人						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※年度の途中で75歳になられた人や、他市町村から転入された人などは、しばらくの間は、現金又は口座振替での納付の方法(普通徴収)となります。

※特別な事情があって保険料の納付が困難なときは、役場税務住民課・戸籍住民室へご相談ください。

○限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)について

世帯全員が住民税非課税の被保険者は、減額認定証の交付を受けることで、次の場合に減額が適用されます。

1. 対象者 世帯全員が平成29年度住民税非課税(低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰ)の被保険者

2. 減額の内容

病院などに入院・通院された場合、保険証とあわせて病院などの窓口に提示することで、自己負担限度額及び標準負担額(食事代など)が、各区分に応じた額に減額されます。

交付された減額認定証は、必ず入院・通院時又は入院した月の月末までに病院などの窓口に提示してください。

なお、減額認定証が交付されていないと、これらの減額は適用されませんので、上記「対象者」に該当される方で、減額認定証が必要な方は、以下の手続方法をご確認ください。

3 減額認定証交付の手続方法

◎既に減額認定証をお持ちの方

現在交付されている減額認定証は、「平成29年7月31日」が有効期限です。

8月以降も上記「対象者」に該当される方は、自動更新されますので申請する必要はありません。

なお、減額認定証は、7月末までにお住まいの町の後期高齢者医療担当課から送付されます。

◎減額認定証をお持ちでない方

現在、減額認定証をお持ちでなく、上記「対象者」に該当される方は、**必ず病院などへ受診する前に役場税務住民課・戸籍住民室または総合支所窓口業務室に申請をしてください。**

申請がないと減額認定証は交付されません。また、食事代等の減額が適用されるのは、申請された月(長期入院該当の場合は申請翌月)の初日からとなります。

※自己負担限度額及び標準負担額(食事代など)は、所得区分によって異なります。詳しくは、保険証更新の際に同封された小冊子をご覧ください。